

岡山大学保育所保育アドバイザー設置要項

〔平成22年4月1日
理 事 裁 定〕

一部改正 平成29年 4月 1日

一部改正 令和4年 8月 8日

(設置)

第1条 岡山大学保育所(なかよし園)(以下「なかよし園」という。)の機能及び保育の質の向上を図ることを目的として、保育等に関する有識者からの確かな助言又は提案を受けるため、本学に保育アドバイザーを置く。

(職務内容)

第2条 保育アドバイザーは、企画・評価・総務担当理事又はなかよし園園長の求めに応じ、次に掲げる業務に関する助言又は提案を行う。

- 一 なかよし園における保育の環境整備に関すること
- 二 なかよし園における保育・食育に関すること
- 三 「保育課程」の編成並びに「指導計画」の作成に関すること
- 四 なかよし園の自己評価に関すること
- 五 なかよし園に勤務する保育士等の資質向上に関すること
- 六 その他なかよし園に関し、企画・評価・総務担当理事が必要と認めること

(選任)

第3条 保育アドバイザーは、本学の学術研究院教育学域幼児教育講座の教員のうちから、企画・評価・総務担当理事が選任する。

2 企画・評価・総務担当理事が必要と認めたときは、前項に掲げる者以外の保育、食育に関する有識者を保育アドバイザーに選任することができる。

(任期)

第4条 保育アドバイザーの任期は2年とする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、保育アドバイザーに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以前に現に選任されている者の任期は、令和4年8月31日までとする。
- 3 この要項の改正後、第3条の規程により最初に選任される保育アドバイザーの任期の末日は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。